

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが、企業の健全性を維持し、企業価値を高める基本問題と位置づけ、経営の意思決定、業務執行、監査、監督等について、これらが十分に機能するよう組織、体制を常に整備し、実効ある運営が行われるよう努めております。

※会社の機関の基本説明

当社は、株主総会、取締役会、監査役会等の機関を企業組織の中心に位置付け、それぞれの構成員はその機関が的確かつ有効に機能するよう、その運営に必要な法令等を理解するとともに遵守し、企業経営全般において適正かつ有用な意思決定を行うよう努めております。また近年は特に、内部監査機能の強化を図るために、監査室並びにグループ各社を含む監査役の充実を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京阪電気鉄道株式会社	8,579,239	42.89
日本生命保険相互会社	933,480	4.66
財務大臣	845,000	4.22
株式会社京三製作所	330,400	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	216,000	1.08
三井住友信託銀行株式会社	200,000	1.00
東京海上日動火災保険株式会社	174,000	0.87
吉川晃司	137,000	0.68
吉田澄子	123,228	0.61
株式会社福井銀行	100,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	京阪電気鉄道株式会社 (上場:東京) (コード) 9045

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係
親会社等の企業グループに属することにより、京都市内における交通網の連携によるお客様へのサービスアップが図れるとともに、特に京都比叡山・八瀬地区における事業活動を協調して実施しております。
2. 親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等
当社の取引関係等における親会社等やそのグループ企業への依存度は低いため、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響はありません。
3. 親会社等からの一定の独立性の確保の状況
当社は親会社等からの事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動を行っており、親会社等からの独立性は確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 嘉一	他の会社の出身者	○										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 嘉一	○	日新電機株式会社 取締役会長 サンコール株式会社 社外取締役 当社独立役員	天野嘉一氏は、株式会社東京証券取引所市場第1部に上場している日新電機株式会社の取締役社長および会長として会社経営に関し豊富な経験および卓越した識見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その経験および識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人との間に監査契約を締結し、グループ会社を含めた会計監査を実施するとともに、会計制度の変更などにも迅速に対応できる環境を整備しております。また、監査役は四半期毎の年4回、決算業務後に会計監査人と意見交換会および監査報告会を開催し相互に監査情報を交換しております。

内部監査部門としては、監査室が、定期的に各部署における業務内容に対しチェックを行い、特に子会社に対しては、定例会議の実施を始め、子会社の監査役から定期的に監査状況の詳細な説明を受けるなど、グループ会社の監査を重点的に行っております。

また、監査役会は、常勤監査役1名ならびに非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）の計3名で構成され、各監査役は、監査役会が定めた規範に従い、取締役会あるいは常務会への出席、業務の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山川 雄二	公認会計士													
市田 龍	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川 雄二	○	当社独立役員	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての職務を適切にいただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当しておりません。
市田 龍	○	当社独立役員	公認会計士及び税理士としての企業会計に関する豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての職務を適切にいただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特段の制度としてのインセンティブは付与しておりませんが、取締役報酬において各人の業績内容を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業年度内に取締役および監査役に対し支払った総額をそれぞれ記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成26年度におきましては、取締役9名に対して101百万円、監査役3名に対して20百万円(うち社外監査役3名20百万円)の報酬を支払っております。

取締役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第109回定時株主総会の決議により、年額160百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)とご承認いただいております。

監査役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第109回定時株主総会の決議により、年額24百万円以内とご承認いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査室の専属スタッフが、社外監査役の監査に必要な情報、資料等を、書類あるいは電子媒体により提供する他、必要に応じ随時、説明、報告等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は社外取締役1名、社外監査役2名を含む9名で構成され、法に定める決議事項等重要な業務執行についての意思決定を行っております。また、当社は経営諸課題の組織全般への浸透、ならびに監督強化のために、常勤役員等で構成される常務会を設置し、取締役会の決議事項を始めとした経営上の重要事項について徹底した審議を行っております。また、毎月、常勤役員と職務を執行する幹部職員による定例会議を開催し、業務執行案件についての審議、決定と業務の執行状況の審査・報告を行っております。

また、会社法第362条にもとづく「業務の適正を確保するための体制の整備」の方針を取締役に決定するとともに、それに沿った体制強化と運用を実施しております。

情報開示につきましては、四半期決算およびEDINETによる情報開示を実施し、タイムリーかつ正確性を重視した情報開示を徹底することはもとより、適時開示規則を遵守することで株主や投資家の皆様への経営の透明性の向上に取組んでおります。

個人情報保護につきましては、個人情報保護法および国土交通省からのガイドラインに基づき、個人情報管理規程を制定するとともに、管理責任者の選任等内部組織を立ち上げ万全を期するとともに、ホームページでプライバシーポリシーを公表し情報の開示に努めております。

また、内部統制システムとして、社長の直轄組織である監査室が策定した年度計画にもとづき、当社およびグループ各社の内部統制を中心とした業務全般について監査を実施しており、監査結果は社長および監査役に報告されるとともに、各部門、グループ各社に対して業務改善に向け具体的助言および指導を行っております。

顧客ならびに当社および役職員等に関し発生する危機について、これを予防するとともに、発生の際の被害を最小限に止めるための指針およびその他の必要な事項を「危機管理規程」に定め、各部署は、必要に応じ、これにもとづいた具体的な対処法を決定しております。

監査室が、定期的に監査を行い、特に子会社に対しては、定例会議の実施を始め、子会社の監査役から定期的に監査状況の詳細な説明を受けるなど、グループ会社の監査を重点的に行っております。

なお、監査室は部長以下5名の監査担当者が、監査役の監査業務の補助を行っております。

また、監査役会は、常勤監査役1名ならびに非常勤監査役2名の計3名（いずれも社外監査役）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた規範に従い、取締役会あるいは常務会への出席、業務の調査等を通じ、取締役会の職務執行の監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスが企業の健全性を維持し、企業価値を高める基本問題と位置づけ、経営の意思決定、業務執行、監査、監督等について、これらが十分に機能するよう組織、体制を常に整備し、実効ある運営が行われるよう現行体制を採用するための基本としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会会場の決定においては、交通の便利性、会場施設の充実等を勘案すると共に、同開催日の決定においては、株主総会集中日を避けることにより、できるだけ多くの株主の皆様に株主総会に参加していただけるよう配慮しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	投資者等に適切な会社情報を提供するために、適時開示資料はもとより有価証券報告書等財務報告書、決算公告その他当社サービスとしてホームページに情報提供しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:管理部(総務・法務担当)、IR事務連絡責任者:取締役 管理部 部長 長尾拓昭	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境宣言の下、環境方針の制定と実施を実現するとともに、「京のアジェンダ21フォーラム」が制定する環境基準審査を受け、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ 2」の認証を取得し、業務に反映させています。また、人権保護についても企業間での社外協議会の幹事会社として積極的な活動に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が「業務の適正を確保するための体制」を推進するため、以下の取り組みを行っております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 会社は、取締役および使用人に、法令および定款ならびに社会規範を遵守し、高い倫理性を保ち責任ある判断と行動をとることを要請し、その方針を「役員規程」ならびに「組織規程」に定めております。
2. 全社的に影響をおよぼす重要事項については、慎重かつ多面的な検討を要するために、「取締役会」「常務会」「政策会議」などの会議を開催し、関係法令に適合していることを確認するとともに、財務情報をはじめとする企業情報の信頼性を確保するために、審議を尽くしております。
3. 法令遵守の意識向上を図るべく、弁護士、公認会計士などの外部専門家より教育、助言を受け、自ら法令遵守に努めるとともに、反社会的勢力の排除についても取り組むほか、社内各部署に随時その基本理念ならびに法令遵守の必要性を徹底しております。
4. 財務報告に係る内部統制については、グループ各社の経理担当者と日常的に連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知するほか、グループ各社を含む業務の文書化、評価を進めるなど、その整備を進めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会および取締役会等各種会議の議事録等の関係資料、重要な契約書類、稟議書類、会計帳簿等、取締役の職務の執行に関する文書その他の情報については、別途定める「文書管理規程」にもとづき、保存、管理しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 顧客ならびに当社および従業員等に関し発生する危機について、これを予防するとともに、発生の際の被害を最小限に止めるための指針およびその他必要な事項を「危機管理規程」に定め、各部署は、必要に応じ、これにもとづいた具体的対処方法を決定しております。
2. 特に鉄軌道事業部署においては、安全輸送の確保を最優先の命題として、安全に関する取組みの基本方針、組織体制等および運転、施設、車両に関する業務の実施体制、方法を「安全管理規程」に定め実施しております。
3. 情報セキュリティに関しては、管理部内に担当役員を責任者とした情報セキュリティ管理チームを設け、緊急時の対応やルールの策定などの対策を講じております。また、環境管理の分野に関しては、環境管理責任者を置き、「KES:環境マネジメントスタンダードステップ2」に適合した環境マネジメントシステムを実施しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社組織は「管理部」「鉄道部」「不動産事業部」「事業推進部」「監査室」により構成し、それぞれの組織に統括責任者を置くことにより、各々独立した指揮命令系統にもとづき、チェックアンドバランスの機能を働かせ、迅速かつ効率的な意思決定ならびに業務執行を行っております。
2. 別途定める「役員規程」ならびに「組織規程」に規定する、取締役および使用人の職務分掌、指揮命令関係にもとづき効率的な業務執行を行っております。
3. 当社は中期経営計画を策定し、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定し、業績達成の報告とともに効率性分析を定期的に行い、取締役に報告しております。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社である京阪電気鉄道株式会社と別途定める「協定書」を締結することにより、経営の効率性の向上と法令遵守および危機管理体制を整備し、財務情報を含む企業情報の信頼性を確保するなど、企業集団としての内部統制制度の適正な構築を行っております。
2. 京福グループの内部統制制度を適正に構築するため、別途定める「子会社管理規程」にもとづき、各子会社の経営管理目標を明確にするとともに、各子会社における遵守事項および報告事項を定めております。
3. グループ各社の代表取締役と定期的な情報交換を行うため、「グループ社長会」を開催し、各社の適正な業務執行の状況を確認しております。
4. グループ各社の監査役から定期的に会計ならびに業務執行に関する監査状況の詳細について、文書による報告を受け、グループ各社の財務ならびに業務執行の適法性を確認しております。
5. 監査室は、別途定める「監査規程」にもとづき、当社およびグループ各社において業務運営の状況把握ならびにその改善を図るために、定期的に業務内容について内部監査を行い、その結果にもとづき是正、改善への助言、提案を行っております。
6. グループ各社は中期経営計画を策定し、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定し、業績達成の報告とともに効率性分析を定期的に行い、取締役に報告しております。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役の監査を補助する使用人（監査役スタッフ）は、監査室に所属する者の中から兼任させております。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1. 監査役は、当該スタッフの人事異動ならびに考課について、取締役と意見交換を行っております。
2. 監査役は当該スタッフに対し、業務補助を行うよう指示できるようにしております。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会等の会議に出席し、また、稟議等の重要書類を閲覧することにより、経営の意思決定、業務の実施状況の把握をし、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に違反し、あるいは、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがあるときは、意見を述べ、必要な助言、勧告を行っております。
2. 当社を含むグループ各社の取締役および使用人は、監査役または監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項について説明または報告を行っております。
3. 監査室は、内部監査の結果を監査役または監査役会に報告しております。
4. 監査役に報告をしたことを理由として当該報告者に対して不当な取扱いを行わないようにしております。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は会計監査人から会計監査の報告を受けるとともに、定期的に意見交換を行い、また、会計監査人が行う監査に直接立会い、意見を聴取しております。
2. 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。
3. 監査役は監査室と共同で往査を実施するなど緊密な連携を保っております。
4. 監査役はグループ各社の監査役に対し監査計画および監査報告書を提出させ、その内容を検討するとともに連携を図っております。
5. 監査役の職務の執行による費用は、監査役の要請にもとづいて必要な予算措置を講じております。また、監査役の請求がある場合は、当社は速やかに処理することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

法令遵守の意識向上を図るべく、自ら法令遵守に努めるとともに、反社会的勢力の排除についても取り組むほか、社内各部署に随時その基本理念ならびに法令遵守の必要性を徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

